

気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会
答申(案)概要 参考資料

「流域治水」を推進するための仕組み

○流域の全員が協働して流域全体で「流域治水」を推進するためには、制度による逆進性や負担の累進性等にも配慮し、規制的手法と誘導的手法(様々なインセンティブ)を組み合わせ、流域治水への参画を促進することが必要。

流域のあらゆる関係者が参画する仕組み

○規制等

- ・ 現況を悪化させて他者への迷惑につながる行為の禁止

例 新たな宅地開発や地面の舗装等による降雨の流出の増加の防止のための貯留浸透施設の設置の義務化 等

- ・ 危険性の高い行為の禁止 例 水災害リスクの特に高い地域における、土地利用や建築の制限 等

○誘導等

- ・ より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導

例 コンパクトシティ施策による、防災にも配慮した、より水災害リスクの低い地域への都市機能や居住の誘導

○経済的インセンティブ

- ・ 氾濫を発生させない対策への協力に必要な費用の補助 例：利水ダムの治水協力やため池の機能増強 等

- ・ 水災害リスクを回避・軽減するための住まい方の工夫に要する費用の補助

例：移転、宅地の地盤の嵩上げやピロティー構造にするための追加費用 等

- ・ 既存の施設の機能に着目してその機能を保全するための税制措置

例：浸水被害軽減地区における固定資産税の減免 等

- ・ 水災害リスクの高低に応じた水害保険や金融商品の充実 例：保険料率やローン金利優遇 等

○情報のインセンティブ

- ・ 地域における対策の実施状況や効果等の見える化 例：貯留施設の実施率の公表 等

- ・ 貢献度の高い取組や先進的な取組に対する表彰制度 例：功労者表彰 等

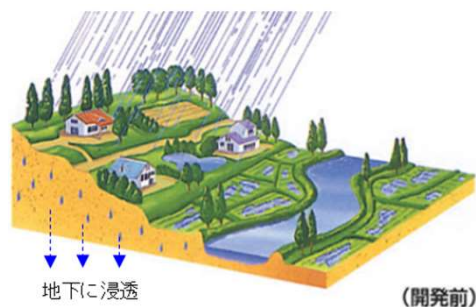
【規制等】 現況を悪化させて他者への迷惑につながる行為の禁止

- 平成16年には「特定都市河川浸水被害対策法」が施行され、特に都市化の著しい流域（特定都市河川流域）において、流出を増加させる行為に対する雨水貯留浸透施設設置の義務付け等の対策が行われている。

流域からの流出を増加させる行為への規制等

特定都市河川浸水被害対策法においては、雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれがある行為として特定都市河川浸水被害対策法で規定されている行為）として、下記の4つの行為が規定されており、1,000㎡以上の開発行為を行う者に対し、雨水貯留浸透施設設置の義務付け等がなされている。

【都市化に伴う河川への流出量の増大】



宅地造成等によって、雨水が地下に浸透せず河川等に一度に流出して浸水被害をもたらす（開発後）

【特定都市河川浸水被害対策法で規定されている行為】

1. 宅地等にするために行う土地の形質の変更
2. 土地の舗装
3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
4. ローター等により土地を締め固める行為



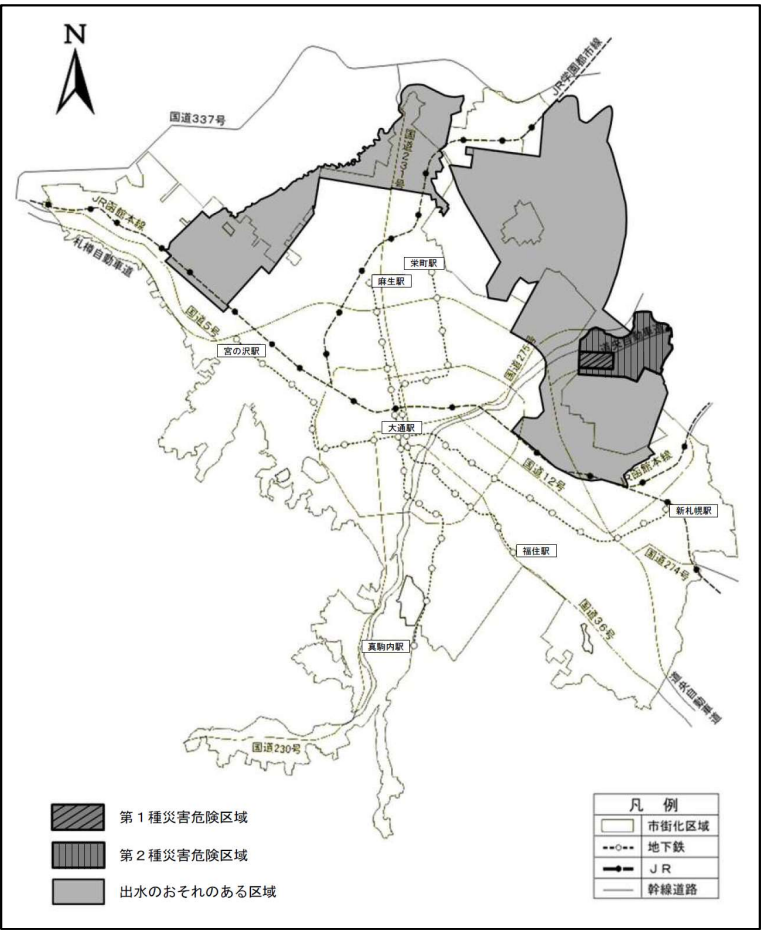
雨水貯留浸透施設の事例【横浜市内】

【規制等】 危険性の高い行為の禁止

○ 地方公共団体は、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる。

※既存建築物の存続自体を禁ずるものではない。
※砂防事業や防波機能の整備等により危険が除去された場合には区域の解除可能。

札幌市では、建築基準法第39条（災害危険区域）と同法第40条を組み合わせ、札幌市建築基準法施行条例において、リスクに応じて災害危険区域と出水のおそれのある区域を指定している。

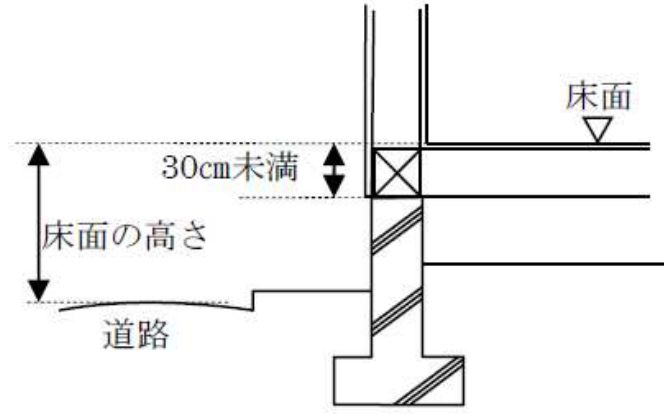


災害危険区域・出水のおそれのある区域

札幌市建築基準法施行条例に基づき、災害危険区域では床面の高さは以下に掲げる数値以上とし、基礎の高さ及び構造並びに便槽の高さは、以下に掲げるとおりとしなければならない。

なお、出水のおそれのある区域内では、以下の基準を満たすよう努めなければならない。

区域		床の高さ	基礎の構造	便槽の高さ
災害危険区域	第1種区域	道路面より1.5m以上	鉄筋コンクリート造 (基礎の上端は床面まで30cm未満)	くみ取り便所は便槽の上端を基礎の上端以上とする。
	第2種区域	道路面より1.0m以上		
出水のおそれのある区域		道路面より0.6m以上		



【誘導等】 より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導

○平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進。

○必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画（市町村が作成）

【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

- 誘導施設への税財政・金融上の支援
- 福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- 公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

- 歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

- 誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- 誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上

- 住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

- 一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

地域公共交通網形成計画

（地方公共団体が中心となって作成）

【改正地域公共交通活性化再生法】

（平成26年11月20日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

拠点エリアにおける循環型の公共交通ネットワークの形成

デマンド型乗合タクシー等の導入

コミュニティバス等によるフィーダー（支線）輸送

地域公共交通再編実施計画

（地方公共団体が事業者等の同意の下作成）

○事業の具体的内容

- ・運行主体
- ・運行ダイヤ
- ・ルート
- ・運賃
- 等

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

→加えて、地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業への出資等の制度を創設するため、平成27年8月に地域公共交通活性化再生法等を改正

多極ネットワーク型コンパクトシティ

拠点間を結ぶ交通サービスを充実

乗換拠点の整備

立地適正化計画

地域公共交通網形成計画

連携

好循環を実現

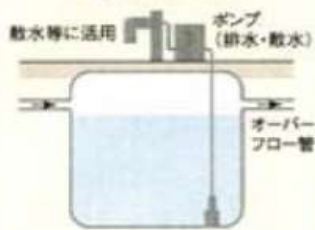
【経済的インセンティブ】 氾濫を発生させない対策への協力に必要な費用の補助

- 個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金により支援を実施。

各戸貯留浸透施設（支援対象）のイメージ

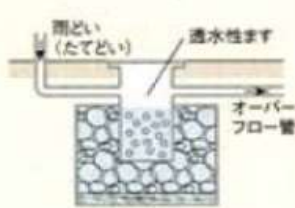


浄化槽転用 雨水貯留槽



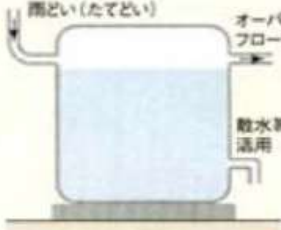
●用途廃止済みで、清掃済みのもの

雨水浸透ます



●透水性ますの内幅は15cm以上
●ますの外側は砕石や砂で覆う

雨水貯留槽



●100ℓ以上のもの

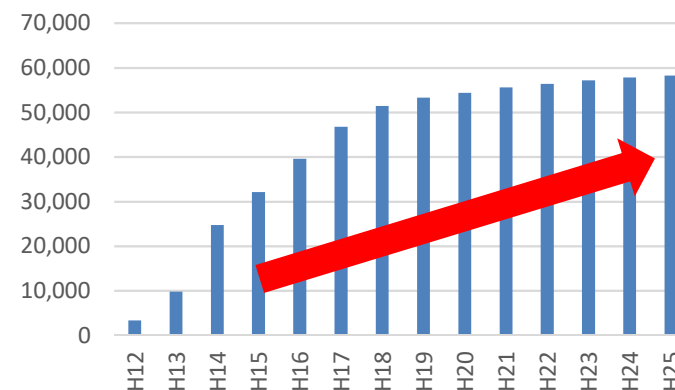
取組事例（新潟市）

新潟市では、総合的な雨水対策として雨水流出抑制を地域全体で拡大するため、宅地内の雨水浸透ます設置の助成を平成12年度より開始した。

市民から助成を積極的に活用してもらうため、様々な普及啓発活動の展開に努め市民の理解と協力を得た成果として、平成25年度末までに、累計で約6万基の雨水浸透ます、雨水貯留槽の設置を行った。

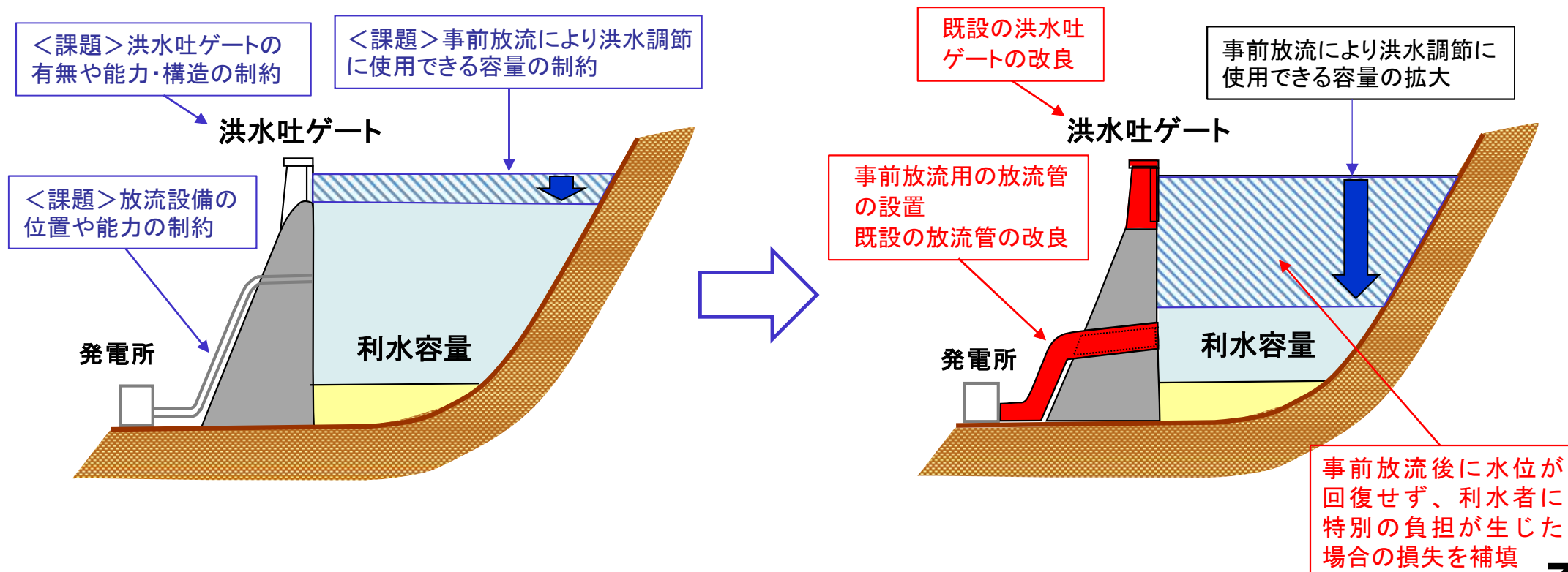


新潟市の雨水貯留浸透施設の設置件数



【経済的インセンティブ】 氾濫を発生させない対策への協力に必要な費用の補助

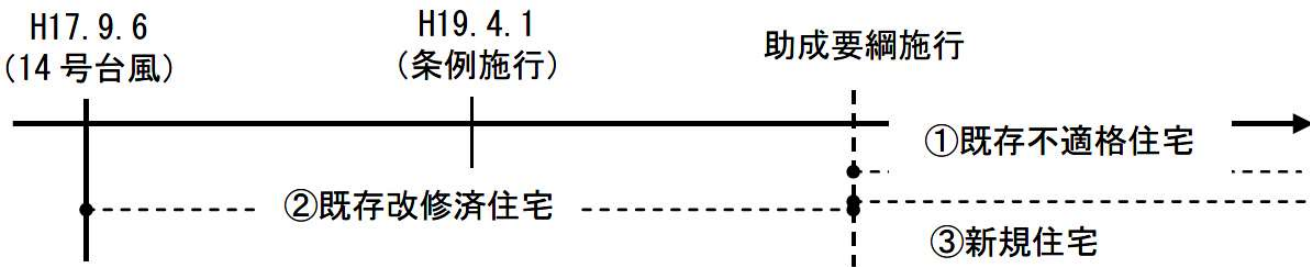
- 利水ダムは、発電、都市用水等の補給のため、高い貯水位が維持されるよう運用されるものであり、洪水吐ゲートの有無や能力、放流設備の位置や能力、構造上の理由により事前放流を実施する上での制約があると共に、事前放流に使用した利水容量が従前と同様に回復しない等の損失リスクがある。
- 事前放流にあたり、より早く水位低下させることやより効果的な洪水調節を図るためには、中期的に、緊要度に応じて洪水調節機能の強化のための施設改良等（既設の洪水吐ゲートの改良、事前放流用の既設放流管の改良等）を行っていくことが効果的であり、利水ダムにおいて放流設備等の改造を行う場合に、その費用の一部を補助する制度を創設する。
- 利水ダムにおいて事前放流による事前放流を促進するため、利水者に対し特別の負担を求める場合における損失の補填制度を創設する。



【宮崎市における事例：宮崎市災害危険区域内における住宅改築等事業補助金】

助成対象住宅

- ① 助成要綱施行の際現に存する建築物のうち、条例に定める設定水位以下に居住室を有する専用住宅、併用住宅（「既存不適格住宅」）
- ② H17.9.6から要綱施行日の間に、設定水位以下にある居住室床面を設定水位以上にするために必要となる工事を既に行った専用住宅、併用住宅（「既存改修済住宅」）
- ③ 助成要綱の施行日以降、上記を除き、当該区域内に新たに建築される専用住宅、併用住宅（「新規住宅」）



助成内容

住宅 \ 内容等	助成対象費		
	測量費	解体費	改修費（敷地、住宅嵩上げ等）
①既存不適格住宅	○	○	○
②既存改修済住宅	○	○	○
③新規住宅	○		

助成費

助成対象費の総額の 1 / 2 （ただし、100万円限度）

【滋賀県における事例：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金】

補助対象区域および補助対象建築物

条例第13条に基づき、浸水警戒区域に指定された時点で区域内に現存する建築物のうち、第15条第1項第1号（想定水位以上に1以上の居室を有する住宅等）および2号（同一敷地内の別棟が想定水位以上に1以上の居室を有する場合等）を満たさない既存不適格住宅から適格住宅に改善する（耐水化）経費に対して支援する。

事業主体・実施主体

- 事業主体：市町（補助金は市町を経由）
- 実施主体：建築主（所有者または世帯主）

補助対象工事

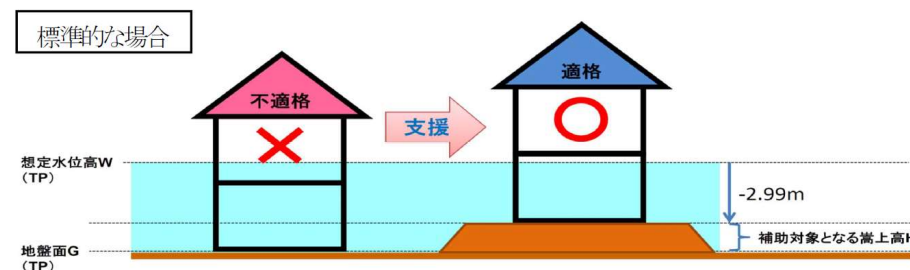
- 工事費、解体除却費、測量調査費
条例第13条第2項に定める想定水位以上に居室の床面等が確保されるよう行われる盛土工事や擁壁工事による嵩上げおよびそれに関連する地盤改良、測量調査、避難空間の確保等の費用。また、増改築を伴わず嵩上げのみの場合は、曳家工事を含めることが出来る。なお、補助対象となる嵩上げ高は、想定水位高と嵩上げ地盤面との差を2m99cmとするのに必要な高さとする。

補助対象経費

1戸当たりの嵩上げ等にかかる対象工事費の1/2とする。ただし、補助金額は以下の算定により決定する。

（補助率 県：1/2 市または補助対象者：1/2）

- 補助金額については、実施主体が行う工事費（建築主の見積もり額）×1/2、県が算定する標準工事費×1/2、補助上限額400万円のいずれか安価な額を採用する。



【経済的インセンティブ】既存の施設の機能に着目してその機能を保全するための税制措置

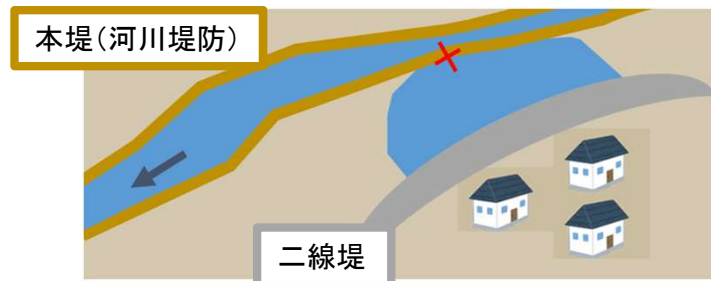
- 二線堤は、市町村等が独自に整備しているほか、国としては、総合流域防災事業（洪水氾濫域減災対策事業）等により支援してきたところであり、引き続き、本事業等により整備を支援していく。

※総合流域防災事業による交付には、氾濫を許容することとする区域において、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること等が条件

- また、既存の二線堤等を保全するために浸水被害軽減地区に指定された土地に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置を令和2年度より実施予定（閣議決定済み）。

二線堤とは

- 本堤（河川堤防）背後の堤内地に築造される堤防。
- 二線堤等の盛土構造物を整備又は保全することにより、本堤が破堤して洪水が氾濫した場合における浸水範囲の抑制に有効。



二線堤の整備事例

肱川水系肱川・矢落川（愛媛県大洲市）

- ・上下流バランスの観点から暫定堤防となっている東大洲地区において、大洲市が二線堤（市道）を整備。国は、氾濫水を排水する樋門を整備。
- ・本堤と二線堤の中で約60万m³を貯留し、二線堤から市街地側への越水を遅らせることで、家屋の浸水被害を軽減。



浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置の創設（固定資産税・都市計画税）

<固定資産税等の減免制度を創設>

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税を減免。



岐阜県輪之内町（福束輪中）

<浸水被害軽減地区の概要>

水防管理者による指定

- 輪中堤防等が存する土地等の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、これを浸水被害軽減地区として指定。

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないと水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。

【経済的インセンティブ】水災害リスクの高低に応じた水害保険や金融商品の充実

○保険会社の営業活動等を通じて、住民に災害リスクを周知するとともに、加入を促進し、水災への備えを充実

- ・平成29年3月、**内閣府(防災担当)**において、関係省庁及び業界団体の協力の下、自然災害リスクや保険・共済の必要性等を整理したパンフレット「水害・地震から我が家を守る保険・共済加入のすすめ」を作成
- ・令和元年9月、**損害保険料率算出機構**がレポート(「住宅の水災被害に備えるために」)を公表し、ハザードマップの確認など個人でできる日頃の備えのほか、被害を受けた建物(生活)を再建するための経済的な備えとして火災保険による水災補償の重要性について訴求

○中小企業の防災力強化を図るための政策として、企業へのリスク実態に応じた保険の改定を個別検討

- ・企業向けの対応例としては、事業者等が自然災害に対する事前対策(防災・減災対策)を促進し、令和元年7月施行の中小企業強靱化法に基づく「事業継続力強化計画」の認定を取得した場合に、**各保険会社がリスク実態(防災設備の投資、訓練の実施等)に応じた保険料の割引を個別検討**



平成29年内閣府「保険・共済による災害への備えの促進に関する検討会」資料より抜粋



【経済的インセンティブ】水災害リスクの高低に応じた水害保険や金融商品の充実

- 中小企業・小規模事業者における自然災害に対する事前対策（防災・減災対策）を促進する目的で「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」を令和元年7月16日に施行。
- 中小企業庁は「事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して金融支援、税制措置、補助金の加点等の支援を用意。
- 令和2年5月末日現在で8,600件の事業継続力強化計画（うち連携36件）が認定を受けている。
- 防災・減災対策を行う**中小・小規模事業者**がインセンティブを受けられる制度を拡充することにより、社会全体における防災・減災対策の促進が期待される。

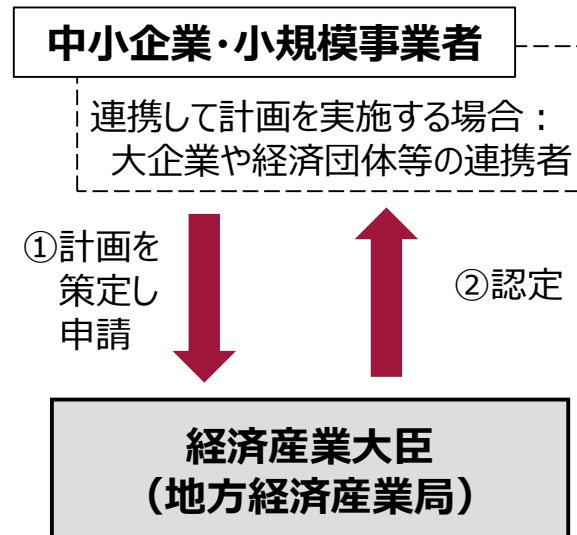
事業継続力強化計画の記載項目

- ・ 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ・ **ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。**
- ・ 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ・ ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取組を始めることができる項目について記載。
- ・ 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- ・ 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- ・ （連携をして取り組む場合）連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業が受けられるインセンティブ

- ・ **低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援**（日本政策金融公庫による低利融資の利用等）
- ・ **防災・減災設備に対する税制措置**（認定を受けた計画に沿って取得した防災・減災設備の取得価格の20%を特別償却）
- ・ 補助金の優先採択（ものづくり補助金等の加点項目）
- ・ 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- ・ 中小企業庁HPでの認定を受けた企業の公表
- ・ 認定企業にご活用いただけるロゴマーク※

【計画認定のスキーム】



※ロゴマーク

【経済的インセンティブ】水災害リスクの高低に応じた水害保険や金融商品の充実

- 滋賀県は中小河川まで含め県下すべての河川で水害リスク情報を地先の安全度マップとして公表。
- その後、滋賀県と関西みらい銀行が協同した取組として、一定の条件を満たし、浸水警戒区域¹⁾において浸水対策を行う場合は住宅ローンの優遇を受けることができる。(滋賀県と企業との包括的連携協定)

地先の安全度マップの公表（平成24年）

大津市の表示例：最大浸水深図（1/200）



対象河川等	県下の主要な一級河川(約240河川)に加え、主要な普通河川、雨水渠および農業用排水路 ⇒ 河川からの氾濫だけではなく、内水氾濫も考慮
設定外力(降雨)	「比較的頻繁に想定される大雨(1/10)」から「計画規模を超える(一級河川整備の将来目標を超える)降雨規模(1/100, 1/200)」を想定 ・ 降雨規模：1/10, 1/100, 1/200
表示情報	・ 被害発生確率(床上浸水(浸水深0.5m以上)、家屋水没(浸水深3m以上)、流体力2.5m ³ /s ² 以上) ・ 最大浸水深 ・ 流体力(=浸水深×氾濫水の平均流速の2乗)

流域治水推進住宅ローン(関西みらい銀行)

取組の目的と意義

「地先の安全度マップ」に基づき、「水害リスク対策」を施した住宅の購入資金、増改築またはそれに係る費用等を対象に、一定の条件を満たす場合に自然災害保障特約付住宅ローンの金利を優遇するものである。

優遇措置の内容

水害リスク対策を施した住宅 年2.675%が年0.775%に-1.9%優遇(変動金利 2019年4月現在)
なお、水害対策に限ったもので、関西みらい銀行所定の条件がある。

浸水対策の内容

水害リスク対策を施した住宅の例

- ①浸水警戒区域内において滋賀県から建築許可を受けた住宅
 - ②「地先の安全度マップ最大浸水深図1/10年確率」に基づき1階床高を想定浸水深以上にした住宅
 - ③100リットル以上の雨水貯留タンクを設置した住宅 等
- 上記以外の対象についても、滋賀県および当社が認めるものであれば対象

「滋賀県流域治水推進住宅ローン」取り扱いの開始について、平成29年4月11日、関西アーバン銀行(現関西みらい銀行)

<https://www.kansaimiraibank.co.jp/hojin/eigyo/sousei/pdf/20170411.pdf>

- 1) 浸水警戒区域：200年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3mを越える土地の区域
- 2) 市町が事業主体であり、県は市町を通じた間接補助

【情報のインセンティブ】 地域における対策の実施状況や効果等の見える化

- 鶴見川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「鶴見川流域水害対策計画」を策定し、河川対策、下水道対策に加え、調整池や雨水浸透ます整備等の流域対策を組み合わせ、流域一体となった総合治水対策を実施
- 流域水害対策計画において、計画の効果、影響等の検証を行うため、毎年、モニタリングを実施することとしており、市域別で調整池等により貯留等させる目標量や実施率等を公表

■ 鶴見川流域における総合治水対策

鶴見川は特定都市河川浸水対策法に基づき、河川対策、下水道対策、流域対策の一体的な総合治水対策を推進

鶴見川流域水害対策計画(末吉橋地点)

鶴見川流域の流域目標流量: 2,110m³/s

河川対策 : 1,860m³/s

下水道対策 : 30m³/s

流域対策 : 220m³/s



流域対策(柿の木調整池: 容量約19,000m³)

■ 流域内の関係各市による流域対策の実施状況

流域内の関係各市に対して目標対策量を設定し、計画的に流域対策を実施



対象市域	総目標対策量 ※1	既対策量※2 (H15~H18年度)	目標対策量※3 (H19年度以降)	実施量 (H19年度以降)	実施率※4 (H29年度時点)
横浜市域	約 19 万 m ³	約 3.2 万 m ³	約 15.8 万 m ³	5.7 万 m ³	36%
川崎市域	約 6 万 m ³	約 3.1 万 m ³	約 2.9 万 m ³	2.4 万 m ³	82%
町田市域	約 5 万 m ³	約 4.2 万 m ³	約 0.8 万 m ³	1.6 万 m ³	206%
計	約 30 万 m ³	約 10.5 万 m ³	約 19.5 万 m ³	9.7 万 m ³	50%

※1: 流域水害対策計画における目標対策量である。

※2: 流域水害対策計画検討時点から策定まで(H15~H18年度)の対策量である。

※3: 総目標対策量から既対策量(H15~H18年度)を差し引いた値である。

※4: 実施率は目標対策量(H19年度以降)に対する進捗率である。

取組の進捗状況を
見える化

出典:「平成29年度 鶴見川流域水害対策計画によるモニタリングの公表」

○ 水防功労者国土交通大臣表彰は、水防に貢献をされた方々の日頃の努力と研鑽に対して行われるものであり、マスコミ等で取り上げられることにより、地域住民の水防活動に対する理解がより深まることが期待され、水防の活性化に大きく寄与するものとして、昭和26年より実施。

<直近の開催状況(令和2年2月10日(月))>

受賞者

- 多年にわたり水防活動に従事した者(15名)
 - ・高橋 伸治 (木曽川右岸地帯水防事務組合 田代水防団長) 他
- 水防技術の向上と伝承に功労のあった者(1名)
 - ・福井 保 (水防専門家)
- 洪水に際し被害の軽減に功労のあった団体(44団体)
 - 【岩手県】久慈市消防団
 - 【宮城県】大崎市消防団、丸森町消防団、大郷町消防団
 - 【福島県】鏡石町消防団、郡山市消防団
 - 【茨城県】常陸大宮市消防団、大子町消防団、常陸太田市消防団、
城里町消防団、神栖市消防団、結城市消防団、水戸市消防団、
大洗町消防団、境町消防団、那珂市消防団
 - 【栃木県】栃木市消防団、小山市消防団
 - 【群馬県】館林消防団、明和消防団、千代田消防団、邑楽消防団
 - 【埼玉県】加須市・羽生市水防団、坂戸市水防団、東松山消防団、
加須市自治協力団体連合会、加須市民生委員・児童委員協議会
 - 【千葉県】神崎町消防団、佐倉市消防団
 - 【東京都】調布市消防団、青梅市消防団、東村山市消防団
 - 【長野県】長野市消防団、上田市消防団、佐久市消防団、須坂市消防団、
飯山市消防団、東御市消防団、千曲市消防団、小布施町消防団
 - 【静岡県】函南町消防団
 - 【佐賀県】武雄市消防団、大町町消防団
 - 【鹿児島県】湧水町消防団

表彰式当日



受賞者集合写真



表彰状を授与する
御法川副大臣



表彰式後の御法川副大臣との
記念撮影

「流域治水」を推進するための仕組み

- 「流域治水」には、多くの関係者が参画するため、各関係者が連携して話し合う場を設ける必要。
- また、異分野・異業種が横断的に連携し新技術を導入するために、枠組み、データ・技術を共有する取組を推進。

流域のあらゆる関係者が取組に参画する仕組み

○水防災を日常化するための仕組み

国、都道府県、市区町村だけでなく、企業、住民といった様々な主体が連携して取り組み、また、あらゆる主体の行動の意思決定の際の視点に防災・減災を追加。

○流域の共有・調整の枠組み

誰が、いつ、どのような取組を実施することが、防災・減災対策に効果的なのか、情報を共有し、話し合う場の設置 例 大規模氾濫減災協議会 等

異分野・異業種が横断的に連携し新技術を導入する仕組み

○異分野の横断的連携

流域治水の施策を効率的・効果的に展開していくためには、新技術の導入が不可欠であり、異なる学会・業界等、異分野・異業種が横断的に連携する枠組みの構築

例 革新的河川技術プロジェクト 等

○新技術の防災・減災対策への実装

水災害に関するデータ、情報通信技術、予測技術等、あらゆる技術を統合化・融合化し、これらを流域のあらゆる主体と共有することにより各主体の浸水対策などの取組を支援。

誰が、いつ、どのような取組を実施することが、防災・減災対策に効果的なのか、情報を共有し、話し合う場の設置

○大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じたH27関東・東北豪雨では、的確な避難勧告の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

○このような課題に対応するためには、地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者が、あらかじめ密接な連携体制を構築しておくことが必要。

多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するため、平成29年水防法改正により「大規模氾濫減災協議会」制度を創設

対象河川

- 大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川又は水位周知河川を対象に組織。
- 国管理河川は大規模氾濫減災協議会を組織するものとする。（水防法第15条の9第1項）
- 都道府県管理河川は都道府県の体制など地域の実情も踏まえ組織することができる。（水防法第15条の10第1項）
- 圏域や行政界を考慮して一つの協議会として組織することや、国と都道府県で協議会を合同で開催することも可能。

構成員

<国管理河川>

大規模氾濫減災協議会

<都道府県管理河川>

都道府県大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣

当該河川の存する都道府県知事

当該河川の存する市町村長

当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

当該河川の河川管理者

当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する気象台長

当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の国土交通大臣が必要と認める者

当該河川の存する市町村に隣接する市町村長その他の都道府県知事が必要と認める者

取組内容

○出水時の対応事例(国交省HPより)



流域治水の施策を効率的・効果的に展開していくためには、新技術の導入が不可欠であたり、異なる学会・業界等、異分野・異業種が横断的に連携する枠組みの構築

- 国土交通省水管理・国土保全局では、河川行政における技術課題や政策課題を解決するため、大学や研究機関に加え民間企業等が持つ先端技術や既存技術を活用して機器やシステム等を開発し、現場に速やかに導入することを目的として、オープンイノベーション型(異分野連携型)の革新型河川技術プロジェクトを実施。

フェーズ1：参加企業等の募集

フェーズ2：開発チームの結成・事業計画書作成

- ① ピッチイベント※に参加する企業等の選定
- ② ピッチイベントの実施
- ③ 開発チームを結成
- ④ 事業計画書作成

※技術開発アイデアの想起や新たなビジネスパートナーのマッチング等の誘発を図るイベント

フェーズ3：機器開発・フィールド調整

フェーズ4：現場実証

フェーズ5：実装化（現場への導入等）

官主導オープンイノベーション

ピッチイベント

各企業等が持つ要素技術の
プレゼンテーション



お見合いの場
(企業等のマッチングイベント)



チームの
結成

我が社の技術を活用できないか

コラボ技術を提案します

凹凸株式会社

株式会社凸凹

プロジェクトの
開発機器

第1弾 危機管理型水位計



全天候型ドローン



陸上・水中レーザドローン



第2弾 危機管理型水位計(寒冷地)



第3弾 簡易型河川監視カメラ



第4弾 流量観測の無人化・自動化

